

(付表)

平成29年度

## 不納欠損額の内訳

厚生労働省所管  
労働保険特別会計（徴収勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	1	0	13	3	14	3	保険料債権 2
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	7	0	51,829	4,451	51,836	4,451	保険料債権 3,400
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	351	9	5,758	966	6,109	976	保険料債権 813
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	14	0	311	31	325	31	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	1	0	-	-	1	0	保険料債権 0
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	13	0	311	31	324	31	保険料債権 20
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

平成30年度

## 不納欠損額の内訳

厚生労働省所管  
労働保険特別会計（徴収勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	2	0	48,936	3,886	48,938	3,886	保険料債権 2,944
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	309	7	4,734	665	5,043	673	保険料債権 517
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	16	1	375	78	391	79	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	2	0	225	41	227	41	保険料債権 37
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	14	1	150	36	164	37	保険料債権 20
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和元年度

## 不納欠損額の内訳

厚生労働省所管  
労働保険特別会計（徴収勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	2	0	1	0	3	0	保険料債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	1	0	50,498	3,463	50,499	3,463	保険料債権 2,597
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	421	13	6,303	906	6,724	920	保険料債権 745
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	12	0	151	26	163	26	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	5	0	47	2	52	3	保険料債権 2
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	7	0	104	23	111	23	保険料債権 18
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	